

仙台市教育委員会訓令第八号

被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

仙台市教育委員会
教育長 天 野 元

被服貸与規程の一部を改正する訓令

被服貸与規程（昭和三十八年仙台市教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

現 行					改正後				
別表（第二条関係）					別表（第二条関係）				
項	被服を貸与される職員	貸与する被服の品目	数量	備考	項	被服を貸与される職員	貸与する被服の品目	数量	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
14	健康教育課に勤務する栄養士	白衣	2		14	学校給食課に勤務する栄養士	白衣	2	
		調理ズボン	1				調理ズボン	1	
		調理帽	2				調理帽	2	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(教育局教育人事部人事課)